

群馬大学医学部附属病院医療勤務環境改善検討委員会規程

平成 22. 4. 13 制定

改正 平成 26. 4. 1 平成 26. 6. 10

平成 26. 7. 8 平成 29. 4. 1

平成 30. 4. 1 平成 30. 12. 17

令和元. 9. 3 令和 2. 6. 2

(設 置)

第1条 群馬大学医学部附属病院に、群馬大学医学部附属病院医療勤務環境改善検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目 的)

第2条 委員会は、医師、看護師等の医療従事者並びに事務職員の勤務環境の改善と処遇改善を図るための計画を策定し、もって安全で質の高い医療の提供に資することを目的とする。

2 前項で策定した計画は、職員に対して周知し、取組事項について院内に掲示する等の方法で公開する。

(組 織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長補佐
- (2) 病院連絡会議から選出された者 4人
- (3) 検査部及び放射線部の技師長
- (4) 主任臨床工学技士
- (5) 主任理学療法士 1人
- (6) 副薬剤部長 1人
- (7) 副看護部長 1人
- (8) 看護部から選出された看護師長 2人
- (9) 主任管理栄養士 1人
- (10) メディカルソーシャルワーカー 1人
- (11) 総務課、経営企画課及び医事課副課長 各1人
- (12) その他委員長が必要と認めた者 若干人

(委員の任期)

第4条 前条第2号、第5号から第8号まで、第10号及び第12号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 3 委員会は、毎年度の実施計画の策定時及び実施結果の評価時のほか、必要に応じて開催する。
(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

- 2 委員長は、病院長に年1回以上の委員会への出席を求め、その意見を聞くことができる。
(専門委員会)

第8条 委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。
(事務)

第9条 委員会の事務は、総務課において処理する。
(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この規程は、平成22年4月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月17日から施行し、平成30年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年9月3日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月2日から施行する。